

令和4年

第4回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年4月28日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和4年 第4回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第4回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年4月28日(木) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	9番 菅 井 茂	10番 渡 邊 悟
11番 五十嵐 佐 敏	13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美
15番 柳 壽 一	16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男
18番 相 馬 重 男	19番 小 嶋 覚	

### ○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	9番 小 林 隆 司	10番 伊 藤 剛 栄
12番 長谷川 政 男	13番 松 崎 学	14番 青 木 等

3 欠席委員

○農業委員 8番 齋 藤 瑞 穂 12番 遠 山 登

○推進委員 3番 辻 繁 雄 4番 中 村 孝 幸 5番 宮 嶋 市 郎  
8番 上 松 浩 二 11番 細 山 徹 也 15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一
主幹	山崎 一之

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 日程第8 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 日程第11 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について  
 日程第12 議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について  
 日程第13 議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年4月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、17名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、8番 齋藤委員、12番 遠山委員の2名です。</p> <p>推進委員の欠席は、3番 辻推進委員、4番 中村推進委員、5番 宮嶋推進委員、8番 上松推進委員、11番 細山推進委員、15番 蕪木推進委員の6名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>13番 松田委員、17番 小林委員、18番 相馬委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、13番 松田委員、17番 小林委員、18番 相馬委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長、山崎主幹 であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いします。</p>
事務局 （野崎）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>今月は9件あります。</p> <p>契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が1件、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が1件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が6件、農用地利用集積計画の使用貸借権設定の解約が1件あります。</p> <p>解約事由で主なものでは、農地中間管理権設定のための解約です。</p>

続きまして、売買のための解約が、6ページの受付番号9番です。  
その他では、1ページの4番は解約後法人へ貸付、4ページ5番、5ページ7番は借受人の経営規模縮小による借り手の変更です。  
そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。  
以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
ご承知おきををお願いします。  
続きまして、日程第4 報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いします。

事務局（野崎） 議案書の7ページをご覧ください。  
報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。  
受付番号26番、申請者は記載のとおりです。  
土地の所在が上山屋字道下、地目は台帳が田、現況が雑種地、地積が2筆合わせて1, 475㎡です。転用目的が資材置場敷地です。  
許可年月日、許可番号が平成9年1月24日、新潟県芝農地第6513号です。完了年月日が平成9年4月30日です。  
申請地の確認状況は、3月24日に地区担当委員ほか農業委員と事務局で確認してまいりました。現地は転用目的どおり、資材置場敷地として利用されておりました。  
場所につきましては、8・9ページの位置図・案内図をご覧ください。  
阿賀野市笹神支所から西へ400mほどの上山屋集落内に位置しております。  
10ページには更正図に申請地を枠と斜線で表示しております。  
当該地は申請者が経営する水道配管業の資材置場として使用されておりました。廃業後は同業者などに貸して、資材置場として使用されており、担当委員からも計画どおり使用されていると確認しましたので、地区担当委員と協議の上、3月25日付で交付したことを報告いたします。  
以上で報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、先月、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。  
7番 阿部委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（阿部） 7番、阿部です。この案件についてですが、事務局の説明のとおり、資材置き場として計画どおり使用されており、何ら問題はないものと思っております。

きました。  
以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いします。  
続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いします。

事務局（野崎） 議案書11ページをご覧ください。  
報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。  
事業完了届は3件ありまして、いずれも同事業者であります。  
受付番号2番、転用事業者は記載のとおりです。  
土地の所在が粕島字十二池、転用面積は3筆で2, 189㎡、転用目的は陸砂利採取に伴う仮設道路です。  
許可年月日及び許可番号が令和元年6月12日、阿農委第501006号、完了年月日が令和4年3月31日です。  
場所につきましては、12・13ページの位置図・案内図をご覧ください。  
京ヶ瀬地区、小河原集落東側の踏切を渡り、南東方向に位置しております。  
14ページの更正図をご覧ください。申請地を濃く塗りつぶし表示しております。  
15ページには土地利用計画図を掲載しております。  
続きまして16ページになります。  
受付番号3番、転用事業者は記載のとおりです。  
土地の所在が粕島字宮通り、転用面積は4筆で8, 072㎡、転用目的は陸砂利採取後の現状復旧です。  
変更承認及び許可番号が令和3年9月1日、阿農委第10号、完了年月日が令和4年3月31日です。  
場所につきましては、17・18ページの位置図・案内図をご覧ください。  
受付番号2番に隣接する場所にあります。  
19・20ページは更正図・土地利用計画図を掲載しております。  
続きまして21ページになります。  
受付番号4番、転用事業者は記載のとおりです。  
土地の所在が粕島字籠尻、転用面積は7筆で3, 385㎡、転用目的は陸砂利採取後の現状復旧です。  
変更承認及び許可番号が令和3年9月1日、阿農委第11号、完了年月日が令和4年3月31日です。  
場所につきましては、22・23ページの位置図・案内図をご覧ください。  
受付番号2番に隣接する場所にあります。  
19・20ページは更正図、26ページに土地利用計画図を掲載しております。  
これら3つの事業完了届の当該地は25日に現地確認をしまいましたが、埋め戻しが終わり整地作業も終了していました。

どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。

以上で報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

14番 笠原会長職務代理より、現地確認報告をお願いします。

委員（笠原）

14番、笠原です。本来、現地確認委員は斎藤委員ですが、急用のため代わりに現地確認を行いましたので、私から報告させていただきます。

12ページをお開きください。こちらの3案件について一括で報告いたします。受付番号2番、4番の仮設道路については、事務局の報告のとおり事業が完了し、すでに耕耘されている状態で特段問題はないと思われま

す。16ページの受付番号3番についてですが、ほ場はすでに耕耘されてい

議長（小嶋）

ありがとうございました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤係長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局  
（斎藤）

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和4年3月29日開催の定例総会で承認された 農地中間管理権設定の農地等138件、851筆、750, 299. 77㎡について、報告します。

配分は124件、移転は14件となっております。

はじめに、配分については、議案書の27ページ65番から110ページ188番までとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和4年5月31日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年6月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については、110ページ189番から122ページ202番までとなります。

移転後の開始は、令和4年6月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、下限面積用要件を満たしており、農地中間管理事業 農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、122番案件の譲受人は、新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、見尾田農地部会長から報告があります。

農地部会長

6番、見尾田です。

この度、阿賀野市の農地を新規に取得する申請者から、新規参入計画書の提出がありましたので報告いたします。

提出のあった新規参入計画書に基づき、六役と本会事務局長で、審査させていただきました。

申請者は、議案書の68ページ、報告第4号122番案件、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の受け人です。

それでは、報告いたします。

申請者である法人は、新発田市の農地所有適格法人で、新規参入のため、計画書の提出がありました。

新規参入●●●●●●●●●●は、構成員5名の株式会社であります。

審査会は、その法人が、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なもの判断いたしました。

以上、報告を終わります。

皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

農業参入審査会報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 野崎係長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局  
(野崎)

議案書の125ページをご覧ください。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
今月の申請件数は、所有権移転が4件、11筆、合計面積が11,328㎡です。  
内容について説明します。  
受付番号1番、駒林字善四郎谷内、地目、台帳・現況がともに畑、地積395㎡、これを含めまして合計3筆で3,568㎡です。  
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。  
契約の内容は、総額300,000円の売買です。  
受付番号2番、下条字中田、地目、台帳・現況がともに田、地積1,424㎡です。  
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。  
契約の内容は、交換です。  
受付番号3番、百津字境塚、地目、台帳・現況がともに田、地積512㎡、これを含めまして合計2筆で1,536㎡です。  
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。  
契約の内容は、交換です。  
受付番号4番、水原字町裏、地目、台帳・現況がともに田、地積426㎡、これを含めまして合計5筆で4,800㎡です。  
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「負債整理」です。  
契約の内容は、総額で2,450,000円での売買です。  
以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。  
最初に、申請地に「小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。  
また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。  
次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。  
「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。  
また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。  
以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に

について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長をお願いします。

事務局  
(野崎)

議案書127ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字久保田、地目、台帳が田、現況が畑、地積が311㎡です。

転用目的は、農作業所建築敷地で、始末書付きの案件です。

農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、農業用施設は許可可能であります。

転用事由は、申請者の息子の農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴い、該当地の農作業所が転用されていないことが判明したため、申請する案件です。

場所につきましては128・129ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、旧国道49号から安田中町の信号機の手前少し西側に位置する土地です。

130ページの更正図です。申請地は図面中央、濃く塗りつぶされて表示しております。

131ページは平面図・土地利用計画図・排水計画図です。

議案書132ページをご覧ください。

受付番号2番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目、台帳が田、現況が畑、地積が65㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年5月9日から令和4年9月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、農舎の建っていた土地を相続で取得し、自己住宅の建築を計画したものです。隣接する宅地と併せて建築するものです。

場所につきましては133・134ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、国道49号と羽越本線が交差する付近に位置する土地です。

135ページの更正図です。申請地は濃く塗りつぶされて表示しております。2877-3の宅地と合わせた土地に住宅を建てます。

136ページは土地利用計画図・排水計画図です。

137・138ページは平面図・立面図を掲載しております。

以上で議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説

明を終わります

- 議長（小嶋）      ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。  
1番案件について、2番 渡辺（隆）委員より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（渡辺）      受付番号1の報告をします。  
始末書付きの案件です。家を建てるため、周りを色々調べたら、親が建てた農作業小屋が申請しないで建てたことがわかったので申請したものです。  
以上です。
- 議長（小嶋）      ありがとうございました。  
なお、2番案件つきましても、現地確認を行っておりますが、現地確認委員の12番 遠山委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。  
これから審議に入ります。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。
- 委員               （「なし」の声）
- 議長（小嶋）      質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
- 委員               （「異議なし」の声）
- 議長（小嶋）      異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
野崎係長、お願いします。
- 事務局  
（野崎）           139ページをご覧ください。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号1番、所有権移転による永久転用です。  
譲受・譲渡人は記載のとおりです。  
土地の所在が北本町、台帳・現況がともに畑、地積が172㎡です。  
転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。  
工事期間は、令和4年5月9日から令和4年10月31日まで。  
農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在の住まいを子供家族に譲るため、当該地を購入して住宅を建築するものです。

場所につきましては、140・141ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道460号沿いにある阿賀用水右岸土地改良区連合の脇から南西方向へ300m程進んだ位置にあります。

142ページには更正図に申請地として枠を囲い表示しております。

143ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝へ流す計画です。

144・145ページは平面図です。

146ページになります。

受付番号2番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が百津町、地目、台帳・現況がともに畑、地積が158㎡、これを含めまして合計3筆で355㎡です。

転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年7月19日から令和4年11月30日まで。

農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在アパートに居住しておりますが、当該地を購入して住宅を建築するものです。

場所につきましては、147・148ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号、水原中学校入り口から西側に400m、左折して100mほどの位置にあります。

149ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶされて表示しております。

150ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝へ流す計画です。

151ページは平面図です。

152ページになります。

受付番号3番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上中字細田、地目、台帳・現況がともに田、地積171㎡、これを含めまして合計12筆で5,187㎡です。

転用目的は特定建築条件付売買予定地、資金計画は記載のとおりです。工事期間が、令和4年7月1日から令和4年12月30日までです。

農地転用許可制度では、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用については、当該地が最終的に住宅になることが確実と認められないことから、原則として、これを認めないこととされているところですが、近年、家のデザイン、間取り等のニーズが多様化していることから、建築条件付売買予定地として転用申請があった場合、要件を全て満たすと認められる時は、宅地造成のみの目的に該当しないものとして取り扱い、許可可能となります。

その要件とは、(1)当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とは売買契約を締結し、転用事業者又は転用事業者が指定する建築業者と土地購入者とは当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約を

締結することを約束すること、(2)一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地の売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されること、(3)農地転用事業者は、当該土地の全てを販売できなかつたときは、販売できなかつた残余の土地に自ら住宅を建築すること、です。

農地区分につきましては、申請地から500メートル以内に小学校、保育園、医療施設等、二つ以上の公益的施設が存在し、水道管、下水道管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができることから第3種農地となり、許可可能であります。

許可基準は、開発計画、資金計画及び先ほどの要件等を確認し、計画実施は確実であると判断いたしました。

転用事由は、申請者は市内の建築設計業者であり、当該地は大型スーパーに近く、国道49号線への交通アクセスが非常によく、周辺には、学校や保育園、内科や眼科等の医療施設もあることから住宅地としての需要が見込まれる最適地であることから、当該地を買い受けて22区画の特定建築条件付売買予定地とする計画を立てたものです。また、令和11年6月までに販売できないと判断した場合は、販売できなかつた残余の土地に自ら住宅を建設すること等を計画しています。

場所につきましては、153・154ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号、市野山信号機過ぎ南側へ自動車販売店を左折、東側に直進してすぐに申請地があります。

155ページには更正図に、開発区域を太枠で囲み塗り潰しで表示しております。

156ページの土地利用計画図、157ページの排水計画図ですが、図のように22区画の造成を計画しています。生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は新たに設置する側溝を介し、東側の排水路に排水します。

158ページは建物配置予定図、159から164ページは建物平面図を掲載しています。図面は住宅を建設する時の標準的な建物図面となります。

なお、建売分譲の場合、過去3年以内に県内において建売分譲の転用許可の計画の過半が完了していないと次の許可申請はできないとの規定がされていますが、土地購入者からの建築による転用がほとんどで、特定建築条件付売買の建売分譲には初めてで、この規定につきましてはクリアされていることを申し添えます。

165ページになります。

受付番号4番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字久保田、地目、台帳が田、現況が畑、地積が220㎡です。

転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年5月5日から令和4年10月31日まで。

農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、親の住宅に同居しておりますが、父より当該地を譲り受け、住宅を建築するものです。

場所につきましては、166・167ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、旧国道49号から安田中町の信号機の手前少し西側に位置する土地です。

168ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶされて表示しております。

169ページは土地利用計画図、170ページは排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側U字側溝に流す計画です。

171ページは平面図です。

172ページになります。

受付番号5番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が小松字下野、地目、台帳・現況ともに畑、地積が93㎡です。

転用目的は住宅敷地の拡張（雪捨て場）で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年5月6日から令和4年5月30日まで、農地区分につきましては、申請地は小松集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は隣接する甲959番5に居宅があり、当該地を雪捨て場に拡張する計画です。

前所有者から譲り受けの話を受けた後、所有地と申請地を一緒に土留めを済ませてしまい、その後、前所有者の入院や更に相続の関係で時間が過ぎてしまい今回申請の始末書付きの案件です。

場所につきましては、173・174ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は、安田地区、小松集落、国道49号を阿賀町方面に進みコンビニの隣、ガソリンスタンド跡地を左折し北側へ進んだ場所に位置しております。

175ページの更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

176ページに土地利用計画図と排水計画図を掲載しております。居宅裏が申請地になっております。

177ページになります。

受付番号6番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が笹岡字西浦、地目、台帳が田、現況畑、地積465㎡、これを含めまして合計2筆で479㎡です。

転用目的は駐車場用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年5月20日から令和4年10月30日まで、農地区分につきましては、申請地は笹岡及び発久集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

転用事由は、申請者が代表取締役をしている●●●●●の自動車置き場が、取引量等増加のため、販売車や修理自動車の置き場が不足してきたため、当該地を申請者個人で駐車場造成を行い会社へ賃貸することを計画したものです。

場所につきましては、178・179ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神中学校から北西方向に位置し、自動車工場に隣接する自宅脇の土地であります。

180ページは更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

181ページは土地利用計画図、排水計画図です。16台の駐車スペースを整備する計画です。

182ページになります。

受付番号7番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山、地目、台帳・現況がともに田、地積1,024㎡、これを含めまして合計20筆で19,552㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和4年5月25日から令和5年10月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては183・184ページの位置図・案内図をご覧ください。上江端集落と安田の寺社集落の間の農地になります。

185ページは更正図で、申請地を表示しております。

186ページには、全体土地利用計画図を掲載しました。

187ページには、土地利用計画を掲載しており、本申請は第6期となっております。図面の右側の太枠で囲って表示している部分になります。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

1番及び3番、5番案件について、14番 笠原会長職務代理より、現地確認報告をお願いします。

委員（笠原）

14番、笠原です。141ページをご覧ください。事務局から説明があったように、住宅地の中に残っている農地で、雨水等については道路側の排水路を利用しますし、周辺は住宅で囲まれているため、隣接する農地もありません。特に問題なしと見て参りました。皆さまの慎重審議をお願いいたします。

155ページをご覧ください。今ほど事務局から説明があったように、排水については申請地奥にある排水路に流されます。手前に用水路がありますが、申請地部分はふたをする形で生かし、先にある農地への供給は問題ないよう処理するそうです。隣接する農地への影響についてですが、隣接農地の所有者は今回の申請地の所有者であり、話をしながら問題ないようにしたいとのことです。特に問題はないと思ひ見て参りました。皆さまの慎重審議をお願いいたします。

175ページをお開きください。申請地は住宅の奥になっており、すでにきれいに整地されている状態となっていました。周辺は畑で、雪捨て場として特に問題ないと思ひ、見て参りました。

皆さまの慎重審議をお願いいたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、2番及び4番、6番案件について、2番 渡辺委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（渡辺）

2番 渡辺です。

受付番号2の報告をします。事務局の説明どおり、問題ないと思ひまいりました。申請地のハウスメーカーは私も長年基礎工事などをやらせてもらった会社で、信頼あるしっかりした会社であり、問題ないと思ひまいりました。

受付番号4の報告をします。申請地は雨水は側溝に流し、汚水は公共ますに流します。特別問題はないものと見てまいりました。

受付番号6の報告をします。駐車場が不足しているため、駐車場として申請をするものです。今現在はビニールハウス2棟が建っていて、雑草や木が生えている状態です。雨水は申請地の前の側溝に流します。問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

なお、7番案件につきましても、現地確認を行っておりますが、現地確認委員の12番 遠山委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤係長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局  
（斎藤）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転1件、3筆、3,992㎡、賃貸借権設定23件、178筆、159,697.61㎡、使用貸借権設定4件、4筆、4,079㎡、農地中間管理権設定64件、356筆、352,518.84㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

189ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、あっせん譲受等候補者名簿登載者です

また、台帳・現況地目については いずれも田または畑のため、地籍を含

め読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、中野字道端外2筆、3, 992㎡、10a当り700, 000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

191ページをご覧ください。

3番、堀越字荒田外20筆、16, 978㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

204ページ、11番、上関口字上谷地、831㎡、総額20, 000円。

205ページ、12番、沖字中屋敷、2, 034㎡、10a当り23, 000円。

206ページ、19番、分田字山王田、2, 013㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

207ページ、22番、分田字原村、1, 004㎡、10a当り23, 000円。

24番、下黒瀬字前川原、118㎡、10a当り23, 000円。

25番、下黒瀬字前川原、353㎡、10a当り23, 000円。

次に、使用貸借権の設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

210ページ、23番、下条字中田、1, 424㎡、年金受給者のため親子間で契約するものです。

農地中間管理権設定の案件です。

初めに、案件の期間については、令和4年5月11日から令和14年11月10日、令和10年11月10日、令和9年11月10日まで、賃貸借権は10aあたりの賃貸借料の設定となっております。

211ページをご覧ください。

1番、百津字境塚、963㎡、20, 000円。

2番、久保字不多々、818㎡、16, 000円。

3番、百津字境塚外1筆、2, 048㎡、20, 000円。

4番、寺社字堤下外3筆、5, 039㎡、25, 000円。

212ページ、5番、曾郷字深沼、1, 593㎡、23, 100円。

6番、猫山字大割外2筆、2, 802㎡、20, 000円、23, 100円。

7番、金淵字曾郷前、1, 766㎡、23, 100円。

8番、京ヶ島字居浦外2筆、3, 006㎡、22, 000円。

213ページ、9番、京ヶ島字居前外2筆、3, 046㎡、22, 000円。

10番、下ノ橋字紺屋外1筆、2, 035㎡、22, 000円。

11番、京ヶ島字居浦外8筆、6, 140㎡、22, 000円。

12番、京ヶ島字古阿賀外4筆、4, 784㎡、21, 000円。

215ページ、13番、飯森杉字村前外4筆、5, 400㎡、22, 000円。

14番、京ヶ瀬字古阿賀外2筆、4, 148㎡、22, 000円。

216ページ、15番、前山字町道外9筆、5, 813㎡、23, 100円。

217ページ、16番、駒林字諏訪原外13筆、12, 890㎡、23, 100円。

218ページ、17番、関屋字宮浦外3筆、3, 943㎡、23, 000円。

219ページ、18番、百津字境塚、602㎡、15,000円。  
19番、天神堂字上興野外5筆、10,601㎡、23,000円。  
220ページ、20番、小河原字中川原外2筆、6,008㎡、19,000円。  
21番、福田字村北外1筆、2,022㎡、22,400円。  
22番、境新字鱒淵外1筆、4,046㎡、25,000円。  
221ページ、23番、堀越字仲作外6筆、13,041㎡、25,000円。  
24番、上江端字浦田外2筆、1,252㎡、22,000円。  
222ページ、25番、分田字浄土橋外5筆、6,479㎡、22,000円。  
26番、女堂字川久保、1,605㎡、14,000円。  
223ページ、27番、女堂字砂子沢外2筆、2,186㎡、14,900円。  
28番、女堂字五升蒔、193㎡、27,900円。  
29番、女堂字花立外2筆、1,244㎡、16,000円。  
30番、女堂字砂子沢外5筆、5,326㎡、使用貸借。  
224ページ、31番、高田外1筆、5,662㎡、22,000円。  
32番、高田、1,800㎡、22,000円。  
225ページ、33番、高田外8筆、22,813㎡、22,000円。  
226ページ、34番、高田外1筆、5,690㎡、16,500円、22,000円。  
35番、折居字鳥居原外7筆、5,505㎡、14,000円。  
227ページ、36番、女堂字久根添外7筆、2,951㎡、使用貸借。  
228ページ、37番、女堂字久根添外13筆、7,966.04㎡、14,000円。  
229ページ、38番、高田外1筆、4,398㎡、22,000円。  
39番、水原字下ヶ江外1筆、2,846㎡、23,000円。  
230ページ、40番、水原字下ヶ江外5筆、10,202㎡、22,000円。  
41番、山口字居浦外3筆、5,697㎡、23,000円。  
231ページ、42番、下条字中道外7筆、9,762㎡、22,000円、23,000円。  
232ページ、43番、山口字中道、1,024㎡、22,000円。  
44番、山口字名平窪、451㎡、22,400円。  
45番、山口字権現塚外3筆、5,054㎡、23,000円。  
46番、堀越字片田外4筆、3,849㎡、22,400円。  
233ページ、47番、堀越字仲作外1筆、838㎡、20,000円。  
48番、堀越字堂ノ下外15筆、10,634㎡、20,000円。  
235ページ、49番、堀越字市戸外14筆、11,210㎡、19,000円、22,000円。  
237ページ、50番、堀越字仲作、502㎡、20,000円。  
51番、堀越字仲作、556㎡、18,000円。  
52番、堀越字石船戸外18筆、12,014㎡、22,400円。  
239ページ、53番、堀越字市ノ山外29筆、15,662.19㎡、20,800円、22,400円。  
242ページ、54番、七石字道端外15筆、10,230.61㎡、20,000円、22,000円。  
244ページ、55番、上中野目字石船戸外1筆、1,978㎡、22,000円。

56番、牧島字マモノ内外1筆、2,042㎡、20,800円。  
245ページ、57番、堀越字百津外3筆、2,835㎡、22,400円。

58番 堀越字百津外6筆、10,567㎡、22,400円。  
246ページ、59番、百津字新町、439㎡、使用貸借。

60番、分田字多割外8筆、4,045㎡、22,000円。

247ページ、61番、福田字畑中、856㎡、22,000円。

62番、南安野町外10筆、15,107㎡、23,000円。

248ページ、63番、山口字荒田外12筆、13,115㎡、23,000円。

250ページ、64番、水原字伊賀穂外13筆、23,379㎡、20,000円、23,000円。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合すること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、農作業に、常時従事すると認められること、利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおりすることにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 野崎係長 —

議長（小嶋）	<p>続きまして、日程第11 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いします。</p>
事務局 （野崎）	<p>議案書別冊 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>このたび、阿賀野農業振興地域整備計画で、マスタープランの変更、農用地利用計画の変更（編入）2カ所、農用地利用計画の変更（除外）1カ所について、阿賀野市長から当委員会の意見を求められましたのでご審議願います。</p> <p>なお、除外案件のキャンプ場及びドッグランフィールドについては、承認されたのちに転用許可申請が提出されると思われまます。</p> <p>以上で、私の説明を終わります。</p> <p>これから阿賀野農業振興地域整備計画の担当課であります農林課 酒井農林企画係長から概要説明がありますのでよろしくをお願いします。</p>
議長（小嶋）	<p>ここで、説明員を交代いたします。</p> <p>— 説明員 交代 農林課 酒井農林企画係長 —</p>
議長（小嶋）	<p>それでは、引き続き、担当課の説明をお願いします。</p> <p>農林課 酒井農林企画係長、お願いします。</p>
農林課 （酒井）	<p>議案第5号 阿賀野市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会として地域整備計画の変更1件、用途変更3件について意見を求めるものです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>1件目は阿賀野市農業振興地域整備計画の変更です。</p> <p>10ページの付図番号1、21ページの付図番号2の当該地は集団的に存在する農用地の一部であり、政令で定める10ha以上のものとなっているため、農振法第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画を変更し農用地区域へ編入を行うものです。</p> <p>36ページ付図番号3は経済事情の変動等により必要が生じたため、農振法第13条第2項により農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外を行うものです。</p> <p>詳細の内容につきましては、後ほど農用地利用計画の変更で説明させていただきます。</p> <p>2件目はマスタープランの変更です。</p> <p>5ページをご覧ください。マスタープランの第1 農用地利用計画、1土地利用区分の方向、(1)の土地利用の方向で記載してあります国道49号水原バイパスの開通予定時期の見直しに伴う変更になります。</p> <p>変更前は「国道49号（阿賀野バイパス）が令和4年度に全線暫定2車線で開通する見通しであり、」となっているものを、変更後は「国道49号水原バイパスが令和4年度内に阿賀野市百津から同市黒瀬が開通し、さらに今後5か年程度で全線開通の見通しであり、」と現状に沿った内容に変更するものであります。</p> <p>3件目は、農用地利用計画の変更として編入2件、変更1件です。</p> <p>6ページから変更説明資料をご覧ください。農用地区域への編入理由ですが、令和5年度県営経営体育成基盤整備事業の事業予定地となった関屋地区</p>

になります。昭和26年から29年に整備された10～20aの区画であり、狭小、分散耕地による非効率的な営農を余儀なくされ、機械の大型化や用排水施設の老朽化が目立つようになり水管理や維持管理に苦慮しています。また、農道の幅員も狭く農耕車のすれ違いができない状況です。

そこで今回、基盤整備事業を実施し、ほ場の大区画化、用排水路、農道の抜本的な改修整備を進めるため、事業予定地の一部となっている当該71筆、33,086㎡を農用地区域に編入するものです。

20ページからの変更説明資料をご覧ください。こちらと同じく農用地区域への編入になります。編入理由は令和3年度県営経営体育成基盤整備事業の事業予定地となった下里地区になります。昭和26年から29年に整備された10～20aの区画であり、狭小、分散耕地による非効率的な営農を余儀なくされ、機械の大型化や用排水施設の老朽化が目立つようになり水管理や維持管理に苦慮しています。このため、容易な水管理、大型機械でも作業性の良い基盤を作るために既に基盤整備事業に着手しています。そこで今回生産性の向上や地域担い手の育成に資する当該基盤整備事業の対象用地を拡大させるため事業用地の一部として13筆、33,834㎡を農用地区域に編入するものです。

26ページからの変更説明資料をご覧ください。こちらの案件は農用地区域の変更です。

事業計画者●●●●●●●●●●より、経済産業省の令和2年度第3次補正「事業再構築補助金」を活用し、既存遊園地の近隣地にキャンプ場及びドックランフィールドを建設し、現在のコロナ禍や娯楽の多様化に対応した事業に取り組むことから当該事業実施に必要な用地13筆33,834㎡について農用地区域から除外するものです。

事業計画地を選定した理由として、既存事業の遊園地・サバイバルゲームフィールドとの集客面、周辺施設とのサービス面における相乗効果を考慮して選定したものです。

今回の農用地区域除外に係る事業計画についてはキャンプ場として3エリア102区画、通行路及びトイレ棟1棟、ドックランフィールドとして2エリア、管理事務所を含む棟エリアとして4棟となっています。

除外に伴う適合理由について説明させていただきますので32ページをご覧ください。

1 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難なものについては、

①コロナ禍において屋外で密を避け楽しめるレジャーとしてキャンプのニーズが高まっています。安全・安心な環境での運営とキャンプ場及びドックランフィールドの設ける用地が必要。

②事業実施に必要な面積と比較しても過大といえず、土地利用の状況を鑑みても妥当なものである。

③代替性については、事業計画者が目指す「複合型アウトドア施設」としての効果をも十分に発揮するために必要な土地であり、農用地区域の除外はやむを得ない。

2 農用地の総合的な利用に支障を及ぼす恐れについては、当該地は山林及び雑種地で囲まれた土地で、営農や病害虫防除等への支障、農業生産基盤整備事業・農用地流動化施策の予定もないことから支障を及ぼす恐れはない。

3 農用地の利用集積に及ぼすおそれについては、当該地の耕作者は認定農業者でなく、現状は保全管理として使用していることから、安定的な農業経営へ支障を及ぼす恐れはない。

4 農用地区域内の施設を有する機能への支障については、業務上の排水

については適切に処理し既存排水路へ排出。雨水についても既存排水路へ排出することから隣接する道水路への支障はない。敷地内に設置する建築物に大規模なものはなく、農用区域との間には緩衝帯を設置することで農用区域の土地利用に支障は及ぼさない。

5 農業に関する公共投資により得られる効用の確保については、該当事業はありません。

農用地利用計画変更（除外）箇所の図面は36ページ、キャンプ場の平面図は46ページ、排水計画図については48ページをご覧ください。

以上により、キャンプ場及びドックランフィールドの設置のため農用区域の除外を行います。

以上で議案第5号 阿賀野市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付についての説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

担当課の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

なお、京ヶ島字古阿賀71番ほか70筆の農用区域への編入及び久保字用水林2番1ほか12筆の農用区域からの除外の案件については、現地確認委員の12番 遠山委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、下里字樋口636番ほか2筆の農用区域への編入の案件について、2番 渡辺委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（渡辺）

下里地区の農用区域内への編入の案件について報告いたします。

事務局からの説明のとおりであり、何ら問題はないものと思います。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について、にご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について、同意することで意見書を交付することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について、同意することで意見書を交付することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 宮嶋局長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第12 議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
宮嶋局長、お願いします。

事務局  
（宮嶋）

議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、説明いたします。

議案書は別冊となります。

この議案第6号の活動の点検・評価と、このあとに説明いたします議案第7号の最適化活動の目標の設定等につきましては、いずれも農業委員会等に関する法律等により、作成・公表しなければならないものです。

このため、今月の総会では、その原案をご審議いただくため、上程させていただいたものです。

なお、このあとの公表までの予定ですが、活動の点検と評価につきましては、関係機関へ意見照会を行うとともに、パブリックコメントを実施し、その結果を基に、農業委員会の見解を加え、補正した後に、最終案として6月の総会に議案上程させていただきたいと考えておりますのでよろしく願います。

それでは、1ページをご覧ください。

1ページ目は、令和3年4月1日現在の「農業委員会の状況」となります。耕地面積や農家数、農業委員会の体制などとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

2ページをご覧ください。

2ページは「担い手への農地の利用集積・集約化」についてになります。

1の「現状及び課題」ですが、利用集積の現状としましては、管内の農地面積6,457haのうち、これまでの集積面積は4,173ha、集積率は64.63%となっています。

2の「令和3年度の目標及び実績」についてですが、昨年度は集積目標4,347haに対し、集積実績は4,279ha、新規集積実績は106haとなり、目標の達成状況は98.44%となりました。

3の「目標の達成に向けた活動」の活動実績としましては、関係機関と連携し、相談・指導をきめ細かく行うとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員のみなさんから調整役を努めていただき、「あっせん活動」を展開したものです。

次に、4の「目標及び活動に対する評価」についてですが、昨年度は目標を達成できなかったため、その要因を検証し、対策を講じる必要があると考えています。

なお、「活動に対する評価」のなかで、「地区担当農業委員のあっせん活動が重要」と記載していますが、農地利用最適化推進委員のみなさんの活動も含まれますので、「農業委員や農地利用最適化推進委員」と改めたいと考えています。

3ページをご覧ください。

「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

1の「現状及び課題」では、現状として、過去3か年の新規参入の状況を示しています。

2の「令和3年度の目標及び実績」では、参入目標を3経営体、10.2haとしていましたが、実績は3経営体、20.56haとなり、いずれも目

標を達成することができました。

3の「目標の達成に向けた活動」では、活動実績としては、新規参入希望者に対し、関係機関と連携して対応したところです。

続きまして、4ページをご覧ください。

「遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。

1の「現状及び課題」ですが、現状としましては、管内の農地面積6,457haのうち、遊休農地面積は1,02ha、割合は0.02%となっています。

2の「令和3年度の目標及び実績」についてですが、解消目標面積0.70haに対し、解消実績は0.2ha、達成状況は28.57%となっています。

3の「目標の達成に向けた活動」についてですが、活動実績としましては、農地パトロールでは、農業委員や農地利用最適化推進委員、関係機関の職員のみなさんなど44人から調査にあたっていただき、また、農地の利用意向調査につきましては、53筆、2.5haについて行っています。

5ページをご覧ください。

4の「目標及び活動に対する評価」についてですが、「継続的な指導により、遊休農地の解消が図られ、また、利用意向調査により、所有者自ら解消に向けた意向を確認できた」と考えています。

6ページをご覧ください。

「違反転用への適正な対応」についてです。

1の「現状及び課題」では、現状としましては、管内の農地面積6,457haのうち、違反転用面積は0.06haとなっています。

2の「令和3年度実績」につきましては0.06haと前年度と同数値となっています。

3の「活動計画・実績及び評価」につきましては、農地パトロールや日常的な現地確認等に取り組むことにより、違反転用に対する抑止効果を得られたものと考えています。

7ページをご覧ください。

「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」につきましては63件、2の「農地転用に関する事務」につきましては37件について、総会での審議を経て、適正に処理を行っています。

8ページをご覧ください。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」についてです。

農地所有適格法人は、現在33法人となっており、すべての法人から報告をいただいています。

また、4の「情報の提供等」につきましては、記載のとおりであり、市のホームページなどにより、情報提供に努めています。

9ページをご覧ください。

「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、関係機関への意見照会やパブリックコメントを実施いたしました。昨年度は要望・意見等はありませんでした。

続きまして、「事務の実施状況の公表等」についてです。

このことにつきましては、市のホームページにより「総会議事録」や「総会等予定日カレンダー」、過去の「活動計画の点検・評価」などを公表しています。

以上で、議案第6号につきまして、説明を終わります。

よろしくお願いたします。

議長（小嶋） ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案に同意することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案に同意することに決定いたしました。  
続きまして、日程第13 議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
宮嶋局長、お願いします。

事務局（宮嶋） 議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、説明いたします。  
この「最適化活動の目標の設定等」につきましては、昨年度までは「目標及びその達成に向けた活動計画」とされていたものですが、制度改正により名称や内容が変更となったものです。  
先ほど説明しました「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と同様に農業委員会において、設定し、公表しなければならないものとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。  
それでは、議案書別冊の10ページをご覧ください。  
令和4年4月1日現在の「農業委員会の状況」となります。現在の農業委員会の体制や、農家数、耕地面積などとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。  
11ページをご覧ください。  
「Ⅱ 最適化活動の目標」についてとなります。  
1 最適化活動の成果目標」、(1) 農地の集積、①現状と課題についてですが、現状としましては、管内の農地面積6,457haのうち、これまでの集積面積は4,279ha、集積率は66.27%となっております。  
「② 目標」についてですが、目標につきましては、当農業委員会で平成28年に策定した「農地利用最適化の推進に関する指針」に基づき、目標年度を令和8年度、集積率を80%としたものです。また、今年度の新規集積面積178haにつきましては、毎年度これだけの集積を進めれば、目標を達成することのできる面積として設定したものになります。  
(2)「遊休農地の解消」についてですが、現状としましては、直近の利用状況調査により判明している遊休農地面積は2.6haとなっております。  
このため、②の「遊休農地の解消」に係る目標面積は、国の指針にしたがい、その5分の1の0.52haとしたものです。  
12ページをご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」についてとなります。

「① 現状及び課題」につきましては、過去3か年の新規参入に係る現状となっています。また、「② 目標」につきましては、国の指針に基づき、過去3か年の新規参入経営体の平均面積17.5haの1割、1.8haとしたものです。

「2 最適化活動の活動目標」についてですが、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、国の指針に基づき、一月当たり10日としたものです。

また、(2)の「活動強化月間の設定目標」では、活動強化月間の設定回数を3回とし、それぞれ「遊休農地の解消」や「農地の集積」を推進したいと考えています。

最後になりますが、(3)の「新規参入相談会への参加目標」につきましては、積極的な参加を促すため「随時」としたものです。

なお、先ほど説明いたしました議案第6号につきましては、最終案を6月総会で上程させていただきたいと考えていますが、この議案第7号につきましては、今年度の目標設定であることから、公表時期が早いため、最終案は5月総会で上程させていただきたいと考えています。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、原案に同意することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

— 15時10分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年4月28日

議事録署名委員 13番 ⑩

議事録署名委員 17番 ⑩

議事録署名委員 18番 ⑩

議長  
農業委員会長 ⑩